



朝日税理士法人

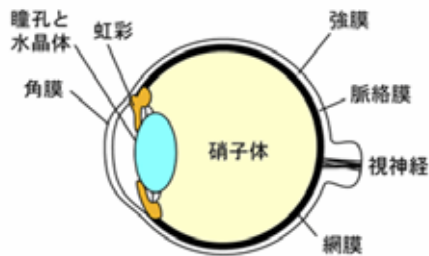
<http://www.asahitax.or.jp>

健康よもやま話

【第四回】  
手術で近視を矯正するの巻

現在、日本の近視人口は約4000万人といわれ、3人に1人は近視であるという計算になります。

かくいう私も、以前は視力0.1未満(乱視もあった)でコンタクトレンズを使用していました。それが今では、裸眼で両眼とも1.5見えます。



【目の構造】

「LASIK」や「PRK」というレーザーを用いた視力回復手術の存在はご存知でしょうか。たとえば近視は、遠くを見たときに網膜の手前に焦点を結んでしまうわけですが、それを角膜(瞳を覆っている透明な膜のこと)をレーザーで削ることにより、光の屈折を変えて焦点を合わせるという手術です。

この手術を受けて私は現在の視力を手に入れたわけですが、周囲の人にこの話しをすると、まず異口同音に次のような質問をされます。

痛くないのか？ 麻酔をするので全く痛みはありません。しかも麻酔は点眼麻酔(目薬を2、3滴さす)だけです。

どのくらい入院したのか？ 手術は15分程度で日帰りなので入院はしていません。

失明する危険はないのか？ 手術で失敗し、失明したという前例はないそうです。

怖くなかったか？ 正直、多少の恐怖心はありましたが、耐え切れないといったほどのものではありませんでした。

本当に見えるようになるのか？ すでに述べたとおりです。

なお、うちの事務所では、私の他にも2人この手術を受けた人間がいるのですが、聞いたところほぼ同じような感想です。

あと、皆さん気になるのは費用のことでしょう。これは現在、クリニックによりかなり差があり、両眼で20万円というところから、60万円超もかかるところまでかなりの差があるようですが、価格を30万円～50万円の間を設定しているクリニックが多いようです。ほとんどのクリニックでは、無料で相談や適応検査を行っているので、いろいろ回ってみて比べられるのが良いでしょう。(ちなみに、私やうちの事務所の間が手術を受けたのは、名駅のセントラルアイクリニックというところですが、費用は術前術後の検査費等も合わせて合計で35万円。なお、当事務所や当事務所の社員とは何の関係もありません。)

以上は、決して手術をオススメするという意図で書いているわけではなく、興味のある方に単なる経験談をお話する、というつもりで書いているだけです。その点は誤解のないようお願い致します。

なかむら のりこ  
(中村 慎子)

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

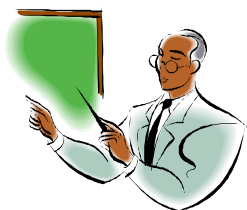
## Question (還付を受けるための申告)

私は、中小企業に勤める会社員で、給与所得以外の所得はありません。  
平成18年5月に住宅ローンにより新築マンションを購入し、6月から居住していますが、うっかり確定申告をするのを忘れてしまいました。  
3月15日を過ぎた今からでも、税金の還付を受けることができますか？

## Answer

還付を受けるための申告は、その年の翌年の1月1日から5年間することができます。  
したがって、ご質問の事例の場合、平成23年末までであれば、還付申告をすることにより住宅ローン控除に係る税金の還付を受けることができます。

## 解説



### <還付申告できる場合>

給与所得だけで確定申告をしなくてよい人でも、次のような場合で源泉徴収された税金が納め過ぎになっているときは、還付申告をすることにより、税金の還付を受けることができます。

- (1) 住宅ローンを利用して、一定の要件のマイホームの取得や増改築をした場合
- (2) 自分自身や家族のために多額の医療費を支出した場合
- (3) 国や地方公共団体、社会福祉法人などに対し寄附金を支出した場合
- (4) 年の途中で退職して年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎになっている場合 など

### <還付申告の期間>

還付申告ができるのは、その年の翌年1月1日から5年間です。したがって、確定申告期間が始まる2月16日前でも還付申告書を提出することができます。還付申告を早く行えば、税金も早く還付されることとなります。また、確定申告期間の最終日である3月15日を過ぎてしまっても、5年前まで遡って還付申告をすることができます。

### <更正の請求>

既に還付申告書を提出している場合で、その還付申告書に係る年分についてなお納め過ぎの税金があるときは、還付申告ではなく、更正の請求という手続(正しい税額に減額するよう税務署長に請求する手続)を取る必要があります。更正の請求ができる期間は、原則として還付申告書を提出した日又は所得税の法定申告期限のうちいずれか遅い日から1年以内です。(5年間ではありませんので、注意が必要です。)

## 根拠条文等

所得税法 第122条(還付等を受けるための申告)  
国税通則法 第74条1項(還付金等の消滅時効)、第23条(更正の請求)  
所得税基本通達 122-1(還付等を受けるための申告書に係る更正の請求)